

平成 14 年 1 月 30 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町 1 丁目 10 番 1 号
コード番号 8306

グローバル・クロッシングおよび同社関連会社の米国連邦倒産法第 11 条による
会社更生手続開始の申立てとバミューダ最高裁判所に対する同様の申立てに伴う
債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社である株式会社東京三菱銀行および三菱信託銀行株式会社について、それらの取引先であるグローバル・クロッシングおよび同社関連会社の米国連邦倒産法第 11 条による会社更生手続開始の申立てとバミューダ最高裁判所に対する同様の申立てにより、以下の通り、同社および同社関連会社向けの債権につき取立不能のおそれが生じましたのでお知らせします。

1. グローバル・クロッシングの概要

- (1) 会社名 グローバル・クロッシング (Global Crossing Ltd.)
- (2) 本社所在地 英国領バミューダ島ハミルトン
 (Wessex House, 45 Reid Street Hamilton HM12, Bermuda)
- (3) 代表者氏名 ジョン J. レジャー (John J. Legere)
- (4) 資本金 9 百万ドル
- (5) 事業の内容 光通信構築・運営

2. 生じた理由

グローバル・クロッシングおよび同社関連会社は、平成 14 年 1 月 28 日付（米国時間）で、ニューヨーク南部地区連邦破産裁判所に米国連邦倒産法第 11 条による会社更生手続開始の申立てを行い、バミューダ最高裁判所に対しても同様の申立てを行いました。

3. グローバル・クロッシングおよび同社関連会社に対する債権

株式会社東京三菱銀行： 7,343 百万円

三菱信託銀行株式会社： 4,871 百万円

（本日の東京三菱銀行および三菱信託銀行の公示仲値 1 米ドル = 133 円 50 銭で換算）

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に影響はございません。

以 上

照会先：広報室 次長 堤 03-3240-8136